

まん延防止等重点措置の実施を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について

令和3年4月14日
原子力規制庁

新型コロナウイルス感染症対策については、まん延防止等重点措置が東京都等で実施されたことを踏まえ、原子力規制委員会の対応を以下のとおりとしたい。

1. 最近の経緯

(1) 政府の基本的対処方針

政府は、基本的対処方針において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県について「不要不急の外出・移動の自粛を住民に対して行う」と記載していたところ、本年4月9日に東京都等を重点措置区域とすることに伴い、「その際、変異株による感染が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は、極力控えるように促す」との記載を追加した。

(2) 東京都の要請

4月9日、東京都は、4月12日から5月11日までを期間として、都民に対し、これまでの外出自粛の要請に加え、新たに「都県境を越えた不要不急の外出・移動の自粛。特に、変異株により感染が拡大している大都市圏との往来の自粛」を要請した。

2. 原子力規制委員会の対応の変更

東京都の要請を踏まえ、令和2年度第67回原子力規制委員会では了承を得た原子力規制委員会の対応（別紙）のうち下線部を変更した上で、4月12日から5月11日までの間、対応を継続する。

○ 原子力規制検査及び使用前検査等

検査計画等に基づき通常どおり実施する。ただし、まん延防止等重点措置を実施すべき区域で実施するチーム検査については検査内容を精査し、必要な検査に限定して実施する。また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域以外の区域で実施する検査についても、事業者の運用や地方公共団体の要請を踏まえ、必要な場合には、検査時期の後ろ倒しなど運用上の工夫を行う。

○ まん延防止等重点措置を実施すべき区域に所在する官署の職員

7割の出勤回避（終日）を目指す。まん延防止等重点措置を実施すべき区域を目的地とする出張又は不要不急に該当し得る出張については、可能な限り控える。

※ 「不要不急に該当し得る出張」とは、Web等の利用による代替措置がある、出張時期の調整が可能であるなど

令和2年度第67回原子力規制委員会（令和3年3月24日開催）で了承を得た
原子力規制委員会の対応

1. 原子力規制委員会、審査会合等

○ 原子力規制委員会定例会

毎週開催とし、東京都の外出自粛要請を踏まえ一般傍聴の受付を行わない。

○ 審査会合、検討チーム会合等

Web会議・電話会議での開催を基本とする。東京都の外出自粛要請を踏まえ一般傍聴の受付を行わない。テレビ会議・電話会議での開催が難しい等の事情がある場合は、申請者側の人数を限定した対面形式の審査会合、書面審査により行う。

2. 原子炉等規制法の運用

○ 原子力規制検査及び使用前検査等

検査計画等に基づき通常どおり実施する。ただし、事業者の運用や地方公共団体の要請を踏まえ、必要な場合には、検査時期の後ろ倒しなど運用上の工夫を行う。

○ IAEAからの通告に基づく保障措置に関する検査

計画通り検査を実施するというIAEAの方針を踏まえ、必要な対応を行う。

3. 放射性同位元素等規制法の運用

○ 事由が生じた後に一定の期限までに行うこととされている届出等

一部を除き、感染症対策上やむを得ない場合には、その期限に関し合理的な範囲で弾力的に運用する。

○ 定期的に受けること又は実施することとされている検査等

一部を除き、感染症対策上やむを得ない場合には、その時期又は頻度に関し合理的な範囲で弾力的に運用する。

4. 原子力規制庁の勤務体制

○ 3月21日に宣言が解除された区域に所在する官署の職員

7割の出勤回避（終日）を目指し、その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和する。